

森林整備業務入札参加技術要件事前審査要領

森林整備業務入札参加技術要件事前審査要領を、次のように定める。

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき、県が発注する森林法（昭和26年法律第249号）第41条第3項に規定する保安施設事業のうち、地ごしらえ、植栽、除伐、本数調整伐、下刈等及びこれらに付帯する軽易な業務（以下「森林整備業務」という。）における競争入札に参加しようとする者の技術要件（以下「技術要件」という。）の事前審査に必要な事項を定めるものである。

(技術要件)

第2条 森林整備業務の入札参加者は、森林整備業務取扱要綱第7条（技術要件）に規定する技術職員及び作業職員の要件を満たす者でなければならない。

(事前審査等)

第3条 森林整備業務の入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、前条に掲げる技術要件の適否について、事前の審査（以下「事前審査」という。）を申請することができる。

- 2 事前審査の申請については、別途定められた様式により入札参加希望者が行うものとする。
- 3 事前審査は一括して、農林水産局森林保全課において随時実施する。
- 4 事前審査等に必要な書類の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- 5 事前審査の申請には、物品調達及び委託・役務業務競争入札参加資格取扱要領第5条に規定する名簿に登録済みであることとする。
- 6 建設業許可における経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者は、技術職員及び作業職員として技術要件の審査を受けることができない。

(事前審査書類)

第4条 審査を事前に受けようとする者（以下「事前申請者」という。）は、競争入札参加技術要件事前審査申請書（様式第1号。以下「事前申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

(1) 作業職員に関すること

作業（技術）職員名簿（様式第2号）

(2) 森林整備業務取扱要綱第7条（技術職員）に規定する実務経験を有する者に該当する技術職員に関すること

実務経験証明書（様式第3号）

(事前審査結果の通知)

第5条 知事は、前条に規定する事前申請書により実施した事前審査の結果、合格の場合は技術要件事前審査合格証(様式第4号)を、不合格の場合は技術要件事前審査不合格通知書(様式第5号)を事前申請者に通知するものとする。

2 事前申請者は、様式第5号による不合格の通知を受けたときは、技術要件事前審査不合格理由説明請求書(様式第6号)により、不合格理由説明を求めることができる。この場合、知事は、技術要件事前審査不合格理由説明書(様式第7号)によりその理由を説明しなければならない。

(合格証の有効期限)

第6条 合格証の有効期間は、当該事前審査を受けた年度及び翌年度の3月31日までの2年以内とする。

(事前申請書の記載事項の変更等)

第7条 事前申請者は、第4条に規定する技術要件事前審査書類のうち、次の各号に掲げる事項に変更があった場合は、事前申請書記載内容変更届出書(様式第11号)を提出しなければならない。また変更に伴い、第2条に規定する技術要件を満たさなくなった場合は、遅滞なくその旨を書面により農林水産局森林保全課に報告するものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 技術職員
- (6) 作業職員

(合格証の取消し)

第8条 知事は事前申請者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、合格証を取り消すものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請により、合格証を受けたことが判明したとき。

(合格証の取消しの通知)

第9条 知事は、前条の規定により合格証の取消しをしたときは、その旨及び取り消した理由を合格証の取消通知書(様式第8号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、この通知の日から6ヶ月の間、当該申請者の第3条第1項に規定する申請を受け付けない旨を併せて通知するものとする。

3 当該申請者は、合格証の取消しの通知を受けたときは、合格証の取消理由説明請求書(様式第9号)により、合格証の取消理由説明を求めることができる。この場合、知事は、合格証の取消理由説明書(様式第10号)によりその理由を説明しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、事前審査に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から改正する。

この要領は、平成21年4月1日から改正する。

この要領は、平成21年7月1日から改正する。

この要領は、平成23年4月1日から改正する。

この要領は、平成24年4月1日から改正する。

この要領は、令和2年4月1日から改正する。

様式一覧表

技術要件申請に係る様式		添付書類
様式第1号	競争入札参加技術要件事前審査申請書	
様式第2号	作業(技術)職員名簿	該当する資格の合格証等の写し 個々に雇用関係がわかるもの(雇用保険等)
様式第3号	実務経験(技術職員)証明書	
審査結果通知等に係る様式		時期
様式第4号	技術要件事前審査合格証	申請書を受理した日から14日以内
様式第5号	技術要件事前審査不合格通知書	申請書を受理した日から14日以内
様式第6号	技術要件事前審査不合格理由説明請求書	不合格通知(様式第5号)した日から起算し, 3日以内
様式第7号	技術要件事前審査不合格理由説明書	請求書(様式第6号)を受理した日から起算し, 7日以内
合格証の取消に係る様式		時期
様式第8号	合格証の取消通知書	事由が確定した日から起算して, 5日以内
様式第9号	合格証の取消理由説明請求書	合格証の取消通知書(様式第8号)を通知した日から起算して, 3日以内
様式第10号	合格証の取消理由説明書	合格証の取消理由説明請求書(様式第9号)を受理した日から起算し, 7日以内
合格内容の変更に係る様式		
様式第11号	事前申請書記載内容変更届出書	事由が確定した日から起算して, 14日以内

入札参加資格申請に係る技術要件審査関係書類一覧

様式番号	様 式 名	コピーの可否																			
第 1 号	競争入札参加技術要件事前審査申請書	否																			
第 2 号	作業（技術）職員名簿	可																			
添 付 書 類	技術職員資格（次のいずれか1つ以上）	可																			
	○技術士（森林部門） 【森林整備業務取扱要綱第7条第1項(1)ア】 ・技術士（森林部門）二次試験合格証の写し																				
	○林業技士 【森林整備業務取扱要綱第7条第1項(1)イ】 ・林業技士登録証の写し																				
	○林業普及指導員（林業改良指導員） 【森林整備業務取扱要綱第7条第1項(1)ウ】 ・林業普及指導員（林業改良指導員）資格合格通知書の写し																				
	○広島県林業作業士(グリーンワーカー) 【森林整備業務取扱要綱第7条第1項(1)エ】 ・広島県林業作業士(グリーンワーカー) 認定書の写し																				
	○フォレストマネージャー等研修修了者 【森林整備業務取扱要綱第7条第1項(1)オ】 ・フォレストマネージャー等登録証の写し																				
	○林業就業者リーダー養成研修等 【森林整備業務取扱要綱第7条第1項(1)カ】 ・表1及び表2の交付資格の全ての写し 表1（林業就業者リーダー養成研修）																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>研修項目</th> <th>根拠法令</th> <th>交付資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両系建設機械運転技能研修（整地、運搬、積込み用及び掘削用）</td> <td>技能講習（労安法76条）</td> <td>技能講習修了証</td> </tr> <tr> <td>玉掛け技能研修</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>小型移動式クレーン運転技能研修</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>高性能林業機械オペレーター養成研修</td> <td></td> <td style="text-align: center;">研修修了証</td> </tr> <tr> <td>林業専門研修</td> <td></td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> </tbody> </table>		研修項目	根拠法令	交付資格	車両系建設機械運転技能研修（整地、運搬、積込み用及び掘削用）	技能講習（労安法76条）	技能講習修了証	玉掛け技能研修	〃	〃	小型移動式クレーン運転技能研修	〃	〃	高性能林業機械オペレーター養成研修		研修修了証	林業専門研修		〃	
	研修項目		根拠法令	交付資格																	
	車両系建設機械運転技能研修（整地、運搬、積込み用及び掘削用）		技能講習（労安法76条）	技能講習修了証																	
玉掛け技能研修	〃	〃																			
小型移動式クレーン運転技能研修	〃	〃																			
高性能林業機械オペレーター養成研修		研修修了証																			
林業専門研修		〃																			
<p>※林業就業者リーダー養成研修は地域林業労働の基幹的役割を担うものに対し、中核的な担い手育成を目的に実施するため、林業の認定事業主に雇用されているものが受講対象者となっています。</p>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>研修項目</th> <th>根拠法令</th> <th>交付資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伐木等の業務に係る特別教育研修</td> <td>特別教育（労安法59条、労安規則36条8及び8の2項）</td> <td>特別教育修了証（労安規則36条8又は8の2項）</td> </tr> </tbody> </table>	研修項目	根拠法令	交付資格	伐木等の業務に係る特別教育研修	特別教育（労安法59条、労安規則36条8及び8の2項）	特別教育修了証（労安規則36条8又は8の2項）															
研修項目	根拠法令	交付資格																			
伐木等の業務に係る特別教育研修	特別教育（労安法59条、労安規則36条8及び8の2項）	特別教育修了証（労安規則36条8又は8の2項）																			
○土木又は造園施工管理技士等 【森林整備業務取扱要綱第7条第1項(1)キ】 ・土木又は造園施工管理技士の合格証の写し及び表3の交付資格の全ての写し 表3																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>研修項目</th> <th>根拠法令</th> <th>交付資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林業一般研修</td> <td>広島県林業一般研修運営要綱</td> <td style="text-align: center;">研修修了証</td> </tr> <tr> <td>伐木等の業務に係る特別教育研修</td> <td>特別教育（労安法59条、労安規則36条8及び8の2項）</td> <td>特別教育修了証（労安規則36条8又は8の2項）</td> </tr> <tr> <td>車両系建設機械運転技能研修（整地、運搬、積込み用及び掘削用）</td> <td>技能講習（労安法76条）</td> <td style="text-align: center;">技能講習修了証</td> </tr> <tr> <td>玉掛け技能研修</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>小型移動式クレーン運転技能研修</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>フォークリフト運転技能講習</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> </tbody> </table>	研修項目	根拠法令	交付資格	林業一般研修	広島県林業一般研修運営要綱	研修修了証	伐木等の業務に係る特別教育研修	特別教育（労安法59条、労安規則36条8及び8の2項）	特別教育修了証（労安規則36条8又は8の2項）	車両系建設機械運転技能研修（整地、運搬、積込み用及び掘削用）	技能講習（労安法76条）	技能講習修了証	玉掛け技能研修	〃	〃	小型移動式クレーン運転技能研修	〃	〃	フォークリフト運転技能講習	〃	〃
研修項目	根拠法令	交付資格																			
林業一般研修	広島県林業一般研修運営要綱	研修修了証																			
伐木等の業務に係る特別教育研修	特別教育（労安法59条、労安規則36条8及び8の2項）	特別教育修了証（労安規則36条8又は8の2項）																			
車両系建設機械運転技能研修（整地、運搬、積込み用及び掘削用）	技能講習（労安法76条）	技能講習修了証																			
玉掛け技能研修	〃	〃																			
小型移動式クレーン運転技能研修	〃	〃																			
フォークリフト運転技能講習	〃	〃																			
○実務経験（技術職員）証明書(様式第2号) 【森林整備業務取扱要綱第7条第1項(1)ク】	否																				
作業職員資格（常時 5人以上（技術職員含む））	可																				
○伐木等の業務に係る特別教育研修 ・伐木等の業務に係る特別教育修了証の写し（4人以上）																					
全ての作業（技術）職員	可																				
・雇用保険の被保険者資格取得確認通知書，健康保険，厚生年金保険の被保険者標準報酬決定通知書，賃金台帳 等																					

様式第1号

※受付番号	
-------	--

※受付

競争入札参加技術要件事前審査申請書

令和 年 月 日

広島県知事様
(農林水産局森林保全課)

申請者 (〒)
(住所)
(商号又は名称)
(代表者氏名) 印
(TEL/FAX: 担当者)

令和 年度以降において広島県が発注する森林整備業務に係る競争入札に参加したいので、技術要件の事前審査について関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

商号又は名称

区分	氏名	年齢	作業職員							森林整備業務取扱要綱第7条第1項(2)		
			技術職員									
			森林整備業務取扱要綱第7条第1項(1)									
			ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク		
			技術士（森林部門）	林業技士	林業普及指導員及び林業改良指導員	広島県林業作業士（グリーンワーカー）	フォレストマネージャー等研修	林業就労者リーダー養成研修等	土木又は造園施工管理技士等	実務経験年数	伐木等の業務に係る特別教育修了者	
作業職員	技術職員											
	計		人									人
	技術職員以外			/								
計		人									人	
合計		人									人	

- 注) 1 資格・教育は該当欄に○を記入し、合格証等の写しを添付すること。
 2 「技術職員」欄について、1人で複数の資格を有する場合は、そのうち主な資格1つを記入すること。
 3 森林整備業務取扱要綱第7条第1項(1)クに該当する者については、様式第3号を併せて提出すること。
 4 様式第2号「実務経験（技術職員）証明書」と整合させるものとする。欄が不足する場合は別葉とする。
 5 別途、個々に技術職員・作業職員との雇用関係が確認できる雇用保険等の確認書類等を添付すること。

備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

実務経験（技術職員）証明書

広島県が発注する森林整備業務の競争入札参加技術要件に必要な実務経験については、次のとおり事実と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

（証明者）

〒

住所

商号又は名称

代表者・氏名

電話番号・FAX 番号

印

ふりがな 氏名			証明者と被証明者との関係
生年月日	S・H 年 月 日（ 歳）		
連絡先	住所： 電話：		
実務経験	勤務期間	勤務先	実務経験内容
	S・H・R 年 月～ 年 月		
	S・H・R 年 月～ 年 月		
	S・H・R 年 月～ 年 月		
	S・H・R 年 月～ 年 月		
	S・H・R 年 月～ 年 月		
	S・H・R 年 月～ 年 月		
	S・H・R 年 月～ 年 月		
	合計	年	

- 注) 1 証明者は会社又は森林組合等としてください。
 2 技術職員毎に別葉で作成してください。
 3 実務経験内容欄には実務経験（森林整備に係るものに限る。）の内容（例：治山事業，造林事業など）を記入する。
 4 実務経験については，土木工事等の支障木伐採作業に係るものは対象外です。

備考) 用紙の大きさは，日本工業規格 A 列 4 とする。

技術要件事前審査合格証

令和 年 月 日

様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
森林保全課

貴社が、令和 年 月 日付けで申請した競争入札参加技術要件事前審査申請書及び関係書類について、入札に参加する者に必要な技術要件を満たしていると認められます。

なお、この合格証は県が発注する森林整備業務の入札に係るもののみ有効です。また、この合格証の有効期間は令和 年 月 日から令和 年 3月31日まで有効とします。

1 作業（技術）職員認定者 人

（うち伐木等の業務に係る特別教育修了者 人）

技術要件事前審査不合格通知書

令和 年 月 日

様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
森林保全課

貴社が、令和 年 月 日付けで申請した競争入札参加技術要件事前審査申請書及び関係書類について、入札に参加する者に必要な技術要件を満たしていると認められませんので、不合格を通知します。

技術要件を満たしている と認められない理由	
--------------------------	--

※ 技術要件を満たしている
と認められない理由については、その説明を求めることができません。説明を求める場合は、この不合格通知書の通知から起算して、3日以内に技術要件事前審査不合格理由説明請求書（様式第6号）を提出してください。

技術要件事前審査不合格
理由説明請求書

令和 年 月 日

広島県知事様
(森林保全課)

〒
住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

令和 年 月 日付けで技術要件事前審査不合格通知書に記載の、技術要件を満たしていると認められない理由について、その説明を求めます。

説明を求める理由	
----------	--

技術要件事前審査 不合格理由説明書

令和 年 月 日

様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
森林保全課

令和 年 月 日付けで請求のあったこのことについては、次のとおりです。

技術要件を満たしている と認められない理由 についての説明	
-------------------------------------	--

合格証の取消通知書

令和 年 月 日

様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
森林保全課

令和 年 月 日付けで通知した、技術要件事前審査合格証について下記の理由により合格証を取消します。また、この通知書の日から起算して、6ヶ月（180日間）の間、森林整備業務入札参加技術要件事前審査要領第3条第1項に規定する申請は受けないものとする。

合格証の取消理由	
----------	--

※ 合格証を取消された理由について、その説明を求めることができます。

説明を求める場合は、この合格証の取消通知書の通知日から起算して、3日以内に合格証の取消理由説明請求書（様式第9号）を提出してください。

様式第9号

合格証の取消理由説明請求書

令和 年 月 日

広島県知事様
(森林保全課)

〒
住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

令和 年 月 日付け、合格証の取消通知書に記載の、合格証の取消理由について、その説明を求めます。

説明を求める理由	
----------	--

合格証の取消理由説明書

令和 年 月 日

様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
森林保全課

令和 年 月 日付けで請求のあったこのことについては、次のとおりです。

合格証を取消した理由についての説明	
-------------------	--

事前申請書記載内容変更届出書

令和 年 月 日

広島県知事様
(森林保全課)

申請者 (〒)
(住所)
(商号又は名称)
(代表者氏名) 印
(TEL/FAX: 担当者)

森林整備業務入札参加技術要件事前審査要領第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

合格証にある申請者		
合格証年月		令和 年 月 日
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

※変更内容が確認できる書類を添付すること。

備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。